

「規定 3. 普通預金規定」新旧対照表

(下線は本文の変更箇所、斜体は説明を示す)

改正後 (新)	現行 (旧)
<p>1. (預金契約の成立) (省略)</p> <p>2. (取扱店の範囲) (省略)</p> <p>3. (証券類の受入れ) (1) ~ (5) (省略)</p> <p>4. (振込金の受入れ) (1) ~ (2) (省略)</p> <p>5. (受入証券類の決済、不渡り) (1) ~ (3) (省略)</p>	<p>1. (預金契約の成立) (省略)</p> <p>2. (取扱店の範囲) (省略)</p> <p>3. (証券類の受入れ) (1) ~ (5) (省略)</p> <p>4. (振込金の受入れ) (1) ~ (2) (省略)</p> <p>5. (受入証券類の決済、不渡り) (1) ~ (3) (省略)</p>
<p>6. (預金の払戻し) <u>(1) 預金の払戻し時の記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。</u></p> <p><u>(2) 前項の払戻しの手続きに関して、当金庫は、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しを行いません。</u></p> <p><u>(3) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。</u></p> <p><u>(4) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。</u></p>	<p>6. (預金の払戻し) <u>(1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。(変更)</u> <i>(2) 追加</i></p> <p><u>(2) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。(変更)</u></p> <p><u>(3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。(変更)</u></p> <p><u>(4) 前三項の規定にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始した後(当金庫が預金口座名義人の死亡を知った後)は、当該名義人の共同相続人全員の総意(相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。)による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第 200 条第 3 項の保全処分、または民法第 909 条の 2 の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。(削除)</u></p>
<p>7. (利息) (省略)</p> <p>8. (取引の制限等) (1) ~ (3) (省略)</p>	<p>7. (利息) (省略)</p> <p>8. (取引の制限等) (1) ~ (3) (省略)</p>
<p>9. (印鑑照合等) <u>(1) 第 6 条第 1 項に基づき届出の印章の押印を受けなかった場合においても、払戻請求書が本人によって作成さ</u></p>	<p>9. (追加)</p>

れたことを本人確認書類の提示を受けることにより  
相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違な  
いものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類に  
つき偽造、変造その他の事故があってもそのために生  
じた損害については、当金庫は責任を負いません。

10. (解約等)

(1) ~ (3)

(省略)

11. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) ~ (5)

(省略)

12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

(省略)

13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) ~ (2)

(省略)

14. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

(1) ~ (4)

(省略)

15. (未利用口座管理手数料の取扱い)

(1) 未利用口座管理手数料は、当金庫ウェブサイトで公表  
する未利用口座に対して適用します。

(2) この預金は、当金庫ウェブサイトで公表する一定の期  
間、預金者による所定のご利用がない場合には、未利用  
口座となります。

(3) この預金が未利用口座となり、かつ残高が別途定める  
一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの  
預金口座から、払戻請求書等によらず、当金庫の定める  
未利用口座管理手数料の引落しを開始することができる  
ものとし、また残高不足等により、未利用口座管  
理手数料の引落しが不能となった口座については、残高  
を未利用口座管理手数料の一部として引落し後、預金者  
に通知することなく当金庫所定の方法により、解約する  
ことができるものとし、

(4) 一旦引落しになり、お支払いいただいた未利用口座管  
理手数料については、ご返却いたしません。

(5) 第3項により解約された口座の再利用はできません。

(6) 第1項から第5項に定めのない事項については、当金  
庫ウェブサイトに掲載するものとし、

16. (規定の変更)

(1) ~ (3)

(省略)

以 上

9. (解約等) (変更)

(1) ~ (3)

(省略)

10. (保険事故発生時における預金者からの相殺) (変更)

(1) ~ (5)

(省略)

11. (休眠預金等活用法に係る異動事由) (変更)

(省略)

12. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (変更)

(1) ~ (2)

(省略)

13. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (変更)

(1) ~ (4)

(省略)

15. (追加)

14. (規定の変更) (変更)

(1) ~ (3)

(省略)

以 上